

中土佐町木材利用推進方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第11条第1項の規定に基づき、高知県が定めた県方針に則して、木材の利用推進に必要な事項を定めるものである。

第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義

本県は、森林面積が総面積の約90%を占めている。

森林は、町土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、町民生活及び地域経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが望まれる。

特に、町内の人工林は戦後に植林され、本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を余すことなく活用することが産業振興の面からも重要になっている。

このような現状の中で町産材（町内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間をはじめとする地域の活性化に貢献するものである。

2 建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く町民の利用に供されるものであることから、多くの町民に対して、木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供することができる。

また、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材利用の意義について町民の理解を深めることができる。

このようなことから、町が整備する公共建築物や公共土木工事において率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における町産材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての町産材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

特に、CLT（クロス・ラミネテッド・ティンバー 直交集成板）等の新たな木質部材については、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅や中高層建築物などへの利用ができることから、庁舎等の公共建築物で積極的にCLTを活用することにより、建築物全般において利用が広がり、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に大きく貢献することが期待される。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材利用の目標

1 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 町が行う公共建築物の整備にあたっては、関係法令、コスト、費用対効果等を十分考慮し、木造化に努めることとし、その基準は県方針別表1「高知県公共建築物木造化基準」を準用する。
- (2) 町有施設の外装や設備・備品類等は木材を積極的に活用する。
- (3) 町有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を積極的に取り組むものとする。
- (4) (1) から (3) にあたっては、原則町産材を使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについて

ては、その判断の基準を満たすものとするを目標とする。

2 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 町の土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (2) 町の土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる別に定める工事においては、特記仕様書に木製型枠を使用することを明示する。また、看板・バリケード等工事関連資材においても積極的な木製品使用に努めるものとする。
- (3) (1) (2) にあたっては、町産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとするを目標とする。

3 民間建築物への木材利用の促進

町は、町内の民間建築物において、木材の利用が促進されるよう、木造建築の普及、木造利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

第3 建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

町は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者及び「四万十ヒノキブランド化推進協議会」を構成する四万十市、四万十町、三原村、森林組合等と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 町は、公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図っていくために、庁内において随時情報の提供、施策の検証等の連絡調整を行うものとする。
- (2) 庁内関係各課は、学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体に対して、町産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。